京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例施行規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和７年３月２７日

京都市長　　松　井　孝　治

京都市規則第 ５６ 号

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令」を「国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式に関する省令」に改める。

⑴　京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例施行規則第１４条第２項

⑵　京都市建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則第５条第２項

⑶　京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例施行規則第１８条第２項

⑷　京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例施行規則第１３条第２項

⑸　京都市地球温暖化対策条例施行規則第４４条第２項

⑹　京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則第６条第２項

⑺　京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例施行規則第２７条第２項

⑻　京都市細街路にのみ接する建築物の制限等に関する条例施行規則第６条第２項

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

（都市計画局建築指導部建築指導課）